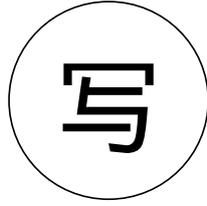


平成21年6月に支給する期末手当
及び勤勉手当に関する報告及び勧告

平成21年5月

山形県人事委員会



山人委 第 40 号

平成 21 年 5 月 15 日

山形県議会議長 佐 貝 全 健 殿

山 形 県 知 事 吉 村 美 栄 子 殿

山形県人事委員会委員長 小 野 勝

平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する報告及び
勧告について

地方公務員法第 8 条及び第 14 条の規定に基づき、職員の期末手当及び勤勉手
当について別紙第 1 のとおり報告し、併せてその改定について別紙第 2 のとおり
勧告します。

報 告

本委員会は、職員の平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について調査検討を行ったところ、その結果は次のとおりである。

1 特別給改定についての基本的考え方

職員の特別給（期末手当及び勤勉手当）については、県内民間の支給状況等を踏まえた支給月数とすることとしており、従来どおり前年8月からその年の7月までの1年間の支給実績を精確に把握し、その比較に基づいて改定の要否を検討することが基本である。

本年においても、例年どおり民間事業所で支払われた特別給の実績を把握し、必要があればその改定を勧告することとする。

2 夏季一時金をめぐる情勢

本年の民間企業における春季賃金改定期における夏季一時金の決定状況は、昨年来の景気の急速な悪化に伴い、過去20年以上にわたって見られないほどの前年比マイナスとなることが、公表されている各種の統計資料から明らかとなりつつある。

人事院では、このような急速かつ大幅な一時金の減少は極めて異例の事態であるとして、緊急にその決定状況を把握するための特別調査を実施し、その結果などを踏まえ、国家公務員に対して本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について、暫定的に0.20月分を凍結する旨の勧告をしている。

3 県内民間における状況

本委員会では、昨今の厳しい経済状況により、県内民間においても、夏季一時金について、大きく変動しているものと推測されたことから、例年実施している職種別民間給与実態調査の対象事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所）から抽出した128事業所を対象に、本年4月28日から5月13日までの間、夏季一時金に関して、本年の決定状況及び前年の支給状況等について、緊急に特別調査を実施したところである。なお、その完了率は、民間事業所の理解を得て、94.5%となっている。

今回の特別調査の主な結果は次のとおりである。

(1) 夏季一時金の決定状況

本年の夏季一時金を決めたとする事業所に勤務する従業員の割合は約2割程度であり、人事院の特別調査における全国の状況と同様の傾向にあるものと考えられる。

(2) 夏季一時金の対前年比較

決定済事業所における対前年との比較では、大幅に減少しており、これも全国の状況と同様の傾向にあるものと考えられる。

4 特例措置の必要性及びその内容

県内民間の夏季一時金と職員の特別給に大きな乖離があることは適当ではなく可能な限り民間の状況を反映することが望ましいものであると考える。

一方、国家公務員については、先に人事院が勧告した内容のとおり本年6月に支給される特別給を0.20月分凍結する措置の実施が決定されており、多くの都道府県においても、同様の措置について、勧告等が行われ、あるいは、行うことについて検討されている。

本委員会は、地方公務員法に定める給与決定の諸原則に従い、これら諸般の事情を総合的に勘案した結果、職員の本年6月に支給する期末手当及び勤勉手当について、暫定的な措置として支給月数の一部を凍結する必要があると認めるものである。

(1) 特例措置の内容

県内民間における本年の夏季一時金について、現段階では、約8割の県内民間事業所において未定となっていることなどの不確定要素等を考慮しても、本県特別調査の結果において大幅な減少傾向にあることや、国、他の都道府県の状況等を踏まえ、支給月数0.20月分を凍結することが適当である。

(2) 特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱い

この特例措置による凍結分に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、例年どおり県内民間の特別給の支給状況を調査し、本年秋には必要な措置を議会及び知事に対して勧告することとしたい。

別表第1 夏季一時金決定済事業所の事業所割合及び従業員割合

事業所割合	従業員割合
11.4%	20.6%

(注) 「事業所割合」及び「従業員割合」は、夏季一時金決定済事業所の調査
実数を母集団に復元したうえで算出

別表第2 夏季一時金対前年増減率

従業員割合による増減率	製造業	非製造業
17.1%	20.4%	4.5%

(注) 「対前年増減率」は、夏季一時金決定済事業所(復元後の従業員の割合で20.6%)について、
従業員数をもとに母集団に復元したうえで算出

別紙第 2

勸 告

本委員会は、別紙第 1 の報告に基づき、職員の給与について次のように措置することを勧告する。

なお、本委員会は、I の 3 の措置について、県内民間における特別給の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

平成21年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

- 1 平成21年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、山形県職員等の給与に関する条例第20条第 2 項及び第 3 項並びに第21条第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれに次に定める月数分とすること。
 - (1) (2)以外の職員 1. 20月分（特定幹部職員にあつては、1. 05月分）及び0. 60月分（特定幹部職員にあつては、0. 75月分）
 - (2) 再任用職員 0. 70月分（再任用職員である特定幹部職員にあつては、0. 60月分）及び0. 25月分（再任用職員である特定幹部職員にあつては、0. 35月分）
- 2 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 5 条第 2 項及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 6 条第 2 項の規定により読み替えて適用する山形県職員等の給与に関する条例第20条第 2 項の規定にかかわらず、特定任期付職員及び任期付研究員に対し平成21年 6 月に支給する期末手当の支給割合を1. 375月分とすること。
- 3 本来平成21年 6 月に支給すべきものとして山形県職員等の給与に関する条例に定められている期末手当及び勤勉手当の支給割合と 1 及び 2 による期末手当及び勤勉手当との差に相当する支給割合の期末手当及び勤勉手当の取扱いについて、必要な措置を講ずること。

実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日

【参考】平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査の概要

1 調査名称

平成21年民間企業における夏季一時金に関する特別調査

2 調査の目的

地方公務員法の趣旨に基づき、山形県職員の給与について検討するための基礎資料の作成を目的とする。

3 調査期間

平成21年4月28日（火）～5月13日（水）（16日間）

4 調査の範囲

職種別民間給与実態調査の対象事業所（企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された事業所）である504事業所

5 調査対象の抽出

4に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により11層に層化し、これらの層から128事業所を無作為に抽出した。

6 調査の方法

電話、ファクシミリ等による通信調査（状況に応じて訪問調査等）

7 調査の主な内容

- (1) 平成21年夏季一時金の支給の決定状況
- (2) 平成21年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金
- (3) 平成20年夏季一時金の支給額・支給月数、従業員平均賃金

8 集計事業所

121事業所（調査完了率94.5%）

9 集計

事業所割合、従業員割合及び対前年増減率の集計については、母集団に還元して行った。

第1表 企業規模別調査対象事業所数等

項目	企業規模			
	規模計	50人以上	100人以上 500人未満	100人未満
調査対象事業所数（母集団）	504 所	113 所	255 所	136 所
標本事業所数	128 所	36 所	58 所	34 所
集計事業所数	121 所	33 所	56 所	32 所
調査完了率	94.5 %	91.7 %	96.6 %	94.1 %

第2表 夏季一時金の決定状況

集計事業所数	決定済	未定
121 所	16 所	105 所